

川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱（平成14年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、川崎市ディーゼル車対策事業助成金に関し、必要な事項を定める。

(交付上限額)

第2条 要綱第5条に掲げる交付上限額について、すべての交付申請総額が年度予算額を超過した場合は、すべての申請者を対象として、次の計算によりそれぞれの区分ごとの交付額を決定する。

交付額の計算方法

按分率 = 年度予算額 / 交付申請総額

交付額 = 交付上限額 × 按分率

(申請期日等)

第3条 要綱第6条に掲げる市長が別に定める期日とは、令和5年6月7日から令和5年7月6日とする。

(申請必要書類)

第4条 要綱第6条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（原本）
- (2) 印鑑証明書の写し
- (3) 役員氏名等一覧表
- (4) 低公害車の見積書の写し
- (5) 低公害車の諸元表

2 申請をする者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提出する。

- (1) リース先の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（原本）
- (2) リース先の印鑑証明書の写し
- (3) リース先に提出した見積書の写しまたはリース料金の算定根拠がわかる資料
- (4) リース先の「使用の根拠の位置」が分かる書類（「車両の本拠の位置」が(2)の証明書に記載されている住所と同一である場合は提出不要）
- (5) リース先の役員氏名等一覧表

(実績報告書の提出期日)

第5条 要綱第9条に掲げる市長が定める期日とは、車両導入が完了した日（複数台の場合は、全ての車両導入が完了した日）から起算して30日以内または令和6年3月20日のいずれか早い日とする。

（実績報告に係る必要書類）

第6条 要綱第9条に掲げるその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1）低公害車の自動車検査証の写し
- （2）低公害車の請求書の写し
- （3）低公害車の領収書の写しまたはこれに代わるもの
- （4）交付決定通知書の写し

2 交付決定者がリース事業者の場合は、前項各号に記載の書類に加え、次の書類を提出する。

- （1）リース先との賃貸借契約書の写し

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。